

岩手県公安委員会告示第5号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

平成23年5月13日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	変更事項	内容	
			変更前	変更後
財団法人岩手中央自動車学校会	水沢自動車学校	運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	財団法人岩手中央自動車学校会	有限会社水沢自動車学校